緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言は、令和2年5月25日をもって解除されました。

今後、私たちは、この感染症があることを前提とした「新しい生活様式」へ移行していかなければなりません。「3つの密」を徹底的に避けることや、「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの基本的な感染対策を継続し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」が定着した社会の構築に向け取り組むとともに、「第2波」に対応するための万全の保健・医療体制の構築を進めるなど、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となるよう取り組んでいく必要があります。

また、医療従事者や感染者及びその家族等への偏見や差別は、決して許されるものではなく、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう取り組んでいく必要があります。

こうした状況下において、本市においては、緊急事態宣言下における本市行政運営方針に基づき、 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため自粛のお願いや市の業務の中止または延期等を行ってきま したが、緊急事態宣言解除後については、以下の方針に基づき行政運営してまいります。

また、これに併せ、本市の業務継続計画(BCP)についても、5月25日をもって解除します。

- 1 中止または延期している本市の業務については、感染症予防対策を講じつつ順次再開します。 なお、職員の勤務体制については、引き続き柔軟な対応を行っていきます。 また、職員の応援体制については、応援職員を出している職場、必要としている職場の業務等 の状況を勘案しながら対応を継続します。
- 2 市立病院における医療提供については、引き続き神奈川モデルに基づく新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を維持しつつ、一部制限していた外来・入院診療や手術等への対応を順次再開します。
- 3 本市が主催するイベント等については、当面の間、下記の判断目安を参考にし、国、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の判断をします。
 - ・屋内(収容定員あり)の場合:定員の半分以下の人数とする。
 - ・屋内(収容定員なし)の場合:人と人との距離を十分に確保する。
 - ・屋外:人と人との距離を十分に確保する。
 - ※定員や参加者数、収容率によらず、密閉された空間等で、大声を出すイベント等については、 開催の可否について、慎重に判断します。

- 4 市民利用施設については、「3つの密」の回避や、清掃・消毒・換気対策を実施した上で、利用者間に十分な空間を確保し、位置的に分散させます。また、利用者の入場制限や滞在時間の制限などによる時間的な分散についても必要に応じて実施します。その上で、施設については国、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら下記のとおり再開していきます。
 - ・市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については6月1日より再開します。 なお、小・中学校につきましては、6月1日から12日までは分散登校とし、6月15日から 通常登校とします。また、高等学校・特別支援学校についても、上記に準じ、段階的に再開し ます。
 - ・保育所等の登園自粛要請については、6月30日をもって解除します。
 - ・図書館については、5月27日より再開可能な業務から段階的に再開します。
 - ・スポーツセンター、市民館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家等については、 再開可能な施設から、6月1日より段階的に順次再開します。
 - ・本市が管理する屋外スポーツ施設等については、再開可能な施設から、6月1日より順次再開 します。
 - ・市民への会議室等の提供については、再開可能なものから、6月1日より段階的に順次再開します。
 - ・ホールの観客を入れた貸館事業やイベント利用については、施設ごとに供用開始日を設定し、 順次受付を再開します。
 - ・上記以外の施設等については、再開可能な施設から、順次再開していきます。

なお、施設やイベントの再開に関する情報や、その他市民生活に影響のある情報については、市ホ ームページ等を通じ、市民の皆様に随時情報提供していきます。